

**令和8年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務
仕様書**

1 業務名

令和8年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務

2 業務目的

市内各所に170基設置している観光案内サインを点検し、点検の結果「異常あり」と判断されたサインのうち修繕規模が小さいものについて修繕を施すことで、札幌市の観光客の受入環境を整備する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

4 対象サイン数

本業務における点検、修繕等の対象基数および施工内容は以下のとおりとする。なお、基数は想定であり実施にあたっては、点検結果や委託者の指示との協議のうえ、基数を確定させるものとする。

区分	施工内容	基数（想定）	備考
(1) 点検	サインの現地点検	170基	全基対象。 詳細は5(1)に記載。
(2) 軽微な修繕	<u>ア 塗装の剥がれ</u> 軽微な塗装の剥がれ、汚損等のタッチアップ塗装・美装等	55基	昨年度実績を参考に想定。 詳細は5(2)アに記載。
	<u>イ 地図シートの貼替</u> 施設名称の変更等に伴う地図シートの貼替修繕	25基 ※延べ46箇所	詳細は5(2)イに記載。
	<u>ウ 二次元コード隠蔽処理</u> 既存二次元コードの隠蔽シート作成・上貼り処理	23基	詳細は5(2)ウに記載。
(3) 修繕	表示面全体の貼替等	13基	詳細は5(3)に記載。

※基数や修正箇所は想定であるため、点検の結果、これを上回る可能性がある。

5 業務内容

(1) 点検

市内170か所に設置しているサインを以下のとおりに点検する。

ア 点検は近接目視とし、腐食、亀裂、変形・破損、ぐらつき、沈下・傾斜、塗装、IDシート・上張りシートの剥がれや摩耗の状況を調査することとし、適宜、触診、打音等を行う。また、サインが見えなくなっている場合は障害物を移動し、路面境界部についても確認すること。

イ 点検の結果、「異常なし」と判断されたサインについては、サイン管理表（別紙1。以下「管理表」という。）の「(C) 点検結果」の欄にその旨を記録し、現況

写真を撮影する。

(2) 軽微な修繕

ア 点検の結果、必要と判断される軽微な塗装の剥がれ等の修繕

(1)の点検の結果、「異常あり」と判断されたサインは、管理表の「(C)点検結果」の欄にその旨を記録するとともに、修繕規模が小さいもの(軽微な塗装の剥がれ等)については以下のとおり修繕する。

なお、本体の破損等、修繕規模が大きく本業務での修繕等の対応が不可能なサインについては、委託者と相談のうえ、修繕箇所・修正内容を管理表の「(E)次年度以降修繕内容」の欄に記録するとともに、現況がわかる写真を撮影する。

(ア) 軽微な塗装の剥がれ・汚損等についてはタッチアップ塗装や美装等を実施する。

(イ) IDシート・上張りシートの剥がれ等が発生している場合は、シートを作成し、上張り修正を行うこと。

(ウ) 修繕した内容について管理票の「(D)修繕内容」の欄に記録する。

(エ) 修繕前と修繕後の写真を撮影する。

イ 施設名称の変更等に伴う地図シートの貼り換え修繕

(ア) サインに以下の4施設について記載がある場合は、シートを作成し、上張りし削除を行うこと。

対象施設	基数(想定)	ID(想定)
Tマークシティホテル札幌	1基	123
マークスイン札幌	1基	123
東横イン札幌すすきの南	1基	123
東横INN札幌駅西口北大前	2基	55、60

(イ) サインに以下の4施設について記載がない場合は、シートを作成し、上張りし記載を行うこと。

対象施設	基数(想定)	ID(想定)
インターコンチネンタル札幌	2基	12、123
ザ・ゲートホテル札幌 by HULIC	5基	3、7、19、21、68
コンフォートホテルERA札幌北口	2基	5、66
ランドーホテル札幌プレステージ	3基	48、49、123

(ウ) サイン内に以下の5施設について記載がある場合は、シートを作成し、上張りし新しい施設名の記載を行うこと。

施設名称(旧)	施設名称(新)	基数(想定)	ID(想定)
ホテルラフィナート札幌	札幌ファンゲートホテル	3基	3、7、21

テンザホテル&スカ イスパ・札幌セント ラル	ホリデイ・イン&ス イーツ札幌大通公園	3基	3、7、21
ベストウエスタン札 幌大通公園	オディシス札幌大通 公園	3基	9、11、17
アパホテル札幌大通 公園	アパホテル札幌大通 駅前西	5基	3、7、9、 11、21
ネストホテル札幌駅 前	リージョニア by ク インテッサ 札幌駅前	15基	3、7、17、 19、21、29、 68、81、137、 155、156、 157、158、 162、178

(I) 修繕した内容について管理票の「(D)修繕内容」の欄に記録する。

(オ) 修繕前と修繕後の写真を撮影する。

- ウ 札幌市公式観光サイトおよび札幌市公式観光アプリの二次元コード隠蔽処理
サイン下部に配置されている「札幌市公式観光サイト」および「札幌市公式観光
アプリ」の二次元コードについて、読み取りが不可能であるため、シートを作成
し、上張りし隠蔽処理を行うこと（二次元コード配置位置等は別紙2のとおり）。
なお、二次元コードのほか、説明文についても隠蔽処理を行うこと。

隠蔽処理の対象	基数（想定）	ID（想定）
・「札幌市公式観光サイト」及び「札幌市 公式観光アプリ」の二次元コード ・上記二次元コードの説明文 （別紙2参考）	23基	153、155、 156～173、 175～177

(3) 修繕

以下のとおり13基を修繕する（各基の位置図、現況写真は別紙3のとおり）。

- ア 天神山国際ハウス（平岸2条17丁目）（ID14）
イ 中央区大通西2丁目市役所東側（ID27）
ウ 中央区北4条西2丁目塚本パーキング前（ID29）
エ 北区北17条西4丁目ライオンズマンション北大前 歩道植樹柵（ID64）
オ 中央区宮の森3条12丁目2本郷新記念館前（ID116）
カ 南郷通沿（東札幌3条1丁目2）（ID145）
キ 産業振興センター横（東札幌5条1丁目1）（ID147）
ク 立体駐車場裏（東札幌6条1丁目1）（ID149）
ケ 障がい者等用駐車場横（東札幌6条1丁目1）（ID150）
コ 緑地裏（東札幌6条1丁目1）（ID151）
サ 緑地裏（東札幌6条1丁目1）（ID152）
シ 中央区大通西4丁目 大通公園北西角（ID172）
ス 中央区南2条西2丁目 仲通南側（ラルズ北）（ID175）

- ・表示面が著しく劣化しているため、表示面全体を貼り替える。
- ・シートは耐用年数5年以上の屋外用インクジェット印刷、防水・撥水加工の屋外用を使用し、カラー印刷する。
- ・表示面に掲載している施設名（日本語表記）は委託者より提供するが、施設名（外国語（英語、韓国語、簡体字、繁体字）表記）及び地図面は新たに受託者が作成すること。なお、外国語表記については、札幌市の外国語表記ガイドラインを遵守すること。
- ・表示面や地図の記載内容を確認し、更新がある場合は、修繕と同時に実施すること。
- ・表示面の地図欄外及び地図欄に記載されている内容を更新した場合は、管理表の「(A)地図欄外記載内容」「(B)地図欄記載内容」に、更新後の記載内容を記録する（なお、管理表には更新前の記載内容を記載してある。）。
- ・表示面デザインについては、AIデータで編集可能な形式で納品すること。
- ・修繕前と修繕後の写真を撮影する。

6 成果物

業務完了後速やかに、委託者指定の様式による完了届を提出するとともに、以下について納品すること。データ形式は、PDF形式及びGoogle(ドキュメント、スプレッドシート、スライド等)形式とする。

なお、下記(1)～(3)の著作権・使用権は委託者に帰属する。

(1) 実施結果報告書（A4版ファイル綴及び電子データ）

ア 実施結果報告書にはサインの点検結果や修繕・撤去前後の写真を添付すること。

イ 目次に報告の概要（点検を行った基数、軽微な修繕を行った基数、修繕を行った基数、次年度以降修繕対象とすべき基数及び対象サインID等）を記載すること。

ウ 各サインのIDのほか、設置区、設置場所、点検結果、修繕の詳細等を記載すること。

(2) 管理表

ア 紙媒体及び電子媒体(PDF及びGoogleスプレッドシート形式)の2種類で納品

(3) 修繕及び表示面の情報更新で作成した表示面デザイン

ア 電子媒体（AIデータ及びPDF形式）の2種類で納品

7 その他

- (1) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を明確に表示・区画した上、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。
- (2) 業務履行にあたり、道路使用許可等の申請が必要な場合は、受託者で申請手続きを行い、その費用も負担すること。
- (3) 業務履行にあたり、必要であればサイン周辺及び本体へ養生を行うこと。また、作業によって周辺及び本体へ故障、破損、変質等を生じさせた場合は速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において原状回復作業を行うこと。
- (4) 業務に伴い発生する廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、すべて受注者の責任において適切に処理すること。
- (5) 本仕様でないサインの設計に関する事項については「札幌市公共サイン基本計画」に準拠し、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。
- (6) 業務の履行にあたっては、関係法令及び本市環境マネジメントシステム等を遵守

し、適正かつ円滑に業務を実施すること。

- (7) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

8 担当

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

札幌市中央区北1条西2丁目（15階北側）

電話：011-211-2376 担当：藤原